



21 高教互第4号
平成21年4月13日

各所属所長 様

(財) 高知県教職員互助会理事長

選択型福利厚生制度「カフェテリアプラン」の実施について

このことについて、別添カフェテリアプラン実施要綱に基づき実施いたしますので、
貴所属会員へ周知いただきますようお願いいたします。

選択型福利厚生制度「カフェテリアプラン」の実施要綱

1 目的

この要綱は、会員の健康増進、元気回復及び自己啓発を支援するため、会員が各種の元気創造事業のメニューの中から自分のライフスタイルにあった給付を選択するカフェテリアプラン制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 対象職員

この制度は、(財)高知県教職員互助会会員(退職互助部特別会員を除く。以下「会員」という。)及びその被扶養者(公立学校共済組合の被扶養者に認定されている者。以下「被扶養者」という。)に適用する。

3 対象経費の助成

当該年度中に6に定める元気創造事業のメニューの中から必要なものを選択し利用した場合に、別表に定める額を限度として助成を受けることができる。

4 請求等

(1) 請求

- ① 請求は、各会員につき年1回のみとし、当該年度の3月10日(必着のこと。その日が週休日に当たるときは、その日以後の最初の勤務日。以下「請求期限日」という。)までに行うものとする。

ただし、年度途中の退職者又は転出者にあつては、当該異動発令後30日以内に請求(必着のこと。)するものとする。

- ② 請求に当たっては、会員個々が助成対象分を一括して行うこと。
- ③ 請求期限日までに到達しなかったものについては、助成の対象とならないものとする。

(2) 請求手続

別紙カフェテリアプラン請求書(以下「請求書」という。)に必要事項を記入し、押印のうえ領収書(氏名及びカフェテリアプランの請求に係る金額、品名等が記載されているものに限る。レシートや利用明細書等は不可とする。)を請求書の裏面に添付する。請求内容については所属所長が適正であるかを判断し、適正であれば所属所長印を押し請求書を提出すること。

※ 海外旅行で請求する場合の添付書類は、領収書かパスポートの写し(本人確認のページ及び日本出入国スタンプのページ)のどちらか一方でかまわない。

(3) 所属担当者(事務担当者)の業務

各所属所の担当者は、会員の所属名、職員番号、氏名及び押印、所属所長印を確認のうえ、写しを残した後互助会に送付すること。

(4) 請求書の記載要領等

- ① 請求書には必要事項（所属所名、職員番号、生年月日、氏名、請求金額、使用金額、購入品名）を記入し、押印すること。
- ② 請求に際しては、氏名、日付、金額、品名等が記入されている領収書を添付すること。
- ③ 被扶養者の利用に際しては、各所属所にて被扶養者の認定を確認のうえ請求すること。
- ④ 家族旅行などで領収書の宛て名が請求する会員と異なる場合は、所属所で内容を確認のうえ請求すること。
- ⑤ インターネット又は通信販売で商品を購入した場合も、原則として領収書を添付するものとするが、次のものでも可とすること。
 - ・代金振込書の本人控え
 - ・配達時、入金確認時に送付又は送信される入金確認書類（上記の書類は会員の氏名、日付、金額、商品名、購入先が記載されているものとするが、いずれかが記載されていない場合はそれを確認できる書類を添付すること。）
- ⑥ 項目番号4については、領収書の添付に替えて口座引き落としの場合の通帳のコピー（氏名のある表紙及び該当する部分のみ）又は月謝袋等のコピーの添付でも可とする。
- ⑦ 項目番号3については、人間ドック等の受診料及び予防接種の経費は対象とならない。
- ⑧ 項目番号5、7については、公務出張の場合は対象とならない。
- ⑨ 項目番号5における交通費とは、公共交通機関の利用料のことであり、高速道路の利用料及びガソリン代は対象とならない。
- ⑩ 項目番号1のレジャー用品には、ETC車載器やカーナビは含まれない。

5 支給方法

（財）高知県教職員互助会事務局において、各所属から送付のあった請求書の内容を審査のうえ、原則として、当該年度の7月末までに請求書を受理したものについては翌々月の9月末までに、当該年度の11月末までに請求書を受理したものについては翌々月の1月末までに、その後当該年度の請求期限日までに請求書を受理したものについては翌々月の5月末までに会員の口座に助成金を振り込むとともに本人あて通知する。（年度途中の退職・転出者にあつては請求を受理してから原則として30日以内に請求者の口座に助成金を振り込むとともに本人あて通知する。）

6 元氣創造事業のメニュー

区分	項目	メニュー内容	助成対象（例）
健康増進	1	健康器具、スポーツ用品、レジャー用品の購入	血圧計、体温計、体脂肪計、マッサージ器、電動歯ブラシ、各種スポーツ用品、釣り具、キャンプ用品、ゴルフ用品、スキー用品、登山用品等
	2	はり・灸等の受療	はり、灸、あんま、指圧、マッサージの施術費（保険適用外のもの）
	3	医薬品の購入	市販されている家庭用医薬品及び包帯、絆創膏
元氣回復	4	カルチャー教室（公立学校共済組合の実施するカルチャー教室を除く）・スポーツ教室・スポーツ施設の利用	入会金、月謝、会費、施設の利用料
	5	国内・海外旅行	旅行に要した交通費及び宿泊費（ボランティア活動に要した交通費を含む。）
	6	スポーツ観戦	球場・競技場の入場料、観戦料
	7	高知会館の利用	公立学校共済組合高知宿泊所（高知会館）の宿泊費
自己啓発	8	通信教育・講座受講及び図書、PC関連用品購入	自己啓発のための通信教育受講料、資格取得のための受講料・検定受験料、自己啓発や趣味に関する図書、パソコン及びパソコン関連用品（プリンター、キーボード、マウス、スキャナー、USBメモリ、デジタルカメラ）、電子辞書等
	9	芸術・文化鑑賞	美術館、コンサート、演劇の入場料（公立学校共済組合高知支部から受ける補助額を除く。）

附則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

別表

助成限度額

区 分	助成限度額
当該年度の4月1日に在職する会員及び4月中の採用・転入した会員で4月分の掛金を納入した者	10,000円
5月1日から9月30日までの間の採用・転入会員	7,000円
10月1日から翌年2月末までの間の採用・転入会員	4,000円
3月1日から3月31日までの間の採用・転入会員	助成なし

- 注 1 会員は、当該年度中に上表に定める額を限度として会員が支払った経費の範囲内で助成を受けることができる。ただし、1,000円未満は切り捨てる。
- 2 当該年度中に助成額が1,000円に達しなかった場合にあってはその残額は次年度に繰り越されない。

(財)高知県教職員互助会理事長 様														平成	年	月	日	
カフエテリアプラン 請求書																		
下記のとおりカフエテリアプランに係る助成金を請求します。																		
所属 名			職員番号						フリガナ									
			生年月日						氏名		印							
		14		15		16		17		18		円						
請求 方法		(1) 請求項目番号に○印をする。 (2) メニュー内容の欄の必要事項（記載欄に書ききれない場合は、別紙で添付すること。） 及び使用金額を記入する。 (3) 請求書の裏面に領収書を貼付する。																
区分	項目 番号	メニュー内容												使用金額 (領収書の合計額)				
健康 増進	1	健康器具、スポーツ用品、レジャー用品の購入												購入品名 () 円				
	2	はり・灸等の受療												施術所名 () 円				
	3	医薬品の購入												購入品名 () 円				
元氣 回復	4	カルチャー教室・スポーツ教室への参加、スポーツ施設の利用												参加教室・施設名 () 円				
	5	国内・海外旅行												旅行先 () 円				
	6	スポーツ観戦												観戦競技名 () 円				
	7	高知会館の利用												宿泊者名 () 円				
自己 啓発	8	通信教育・講座受講及び図書、PC関連用品購入												受講通信教育・講座名 () 図書のタイトル名 () PC関連用品の購入品名 () 円				
	9	芸術・文化鑑賞												鑑賞した催事等名 () 円				
合 計												円						
上記の請求内容については、事業の趣旨に沿ったものであり適正であると認めます。																		
平成 年 月 日 所属所長 職名 氏名 職印																		

注 請求にあたっては、カフエテリアプラン実施要綱の内容を十分確認し、責任をもって提出するようにしてください。

裏面

領収書等添付欄

備考